



教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響の再吟味

崔, 浚烈
肥後, 耕生

(Issue Date)

2024-08-03

(Resource Type)

article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490916>



教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響の再吟味

崔浚烈(公州大学校教授)

1. はじめに

教育の機会均等は、人間の尊厳と価値を実現するための幸福追求権と平等権を保障するために(キムグァンソク・チュドンボム, 2016)重要であり、これを韓国では憲法と教育基本法で保障している。憲法と教育基本法で保障されている教育の機会均等が韓国で実現されているかどうかを探るために、2023年に「教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響」をテーマに ZOOM で討論会を開催した。この時、教育の機会均等の概念、教育財政が幼稚園、初等学校、中学校、高等学校、高等教育の機会均等に及ぼす影響について検討した。

教育の機会均等を実現するためには、法的制度的均等が先決されなければならない、法的制度的機会均等を実現するためには、財政的機会均等が支えられなければならない。法的制度的機会均等は許容的平等であり、機会均等を実現するための最小限の基本的平等である。これまで国家の努力により、性別、経済的地位、身分などによって差別されない機会均等に関する法と制度は完成された。つまり、許容的平等は実現されたと言える。一方、法と制度的に機会均等が実現されたとしても、財政的に機会均等が実現されなければ、機会均等が完全に実現されたとは言い難い。

財政的機会均等は、すべての人がひとしく恩恵を受ける水平的機会均等と、個人が置かれている条件によって異なる恩恵を受ける垂直的機会均等に区分することができる。すべての人に平等な機会を提供しなければならない水平的機会均等と、個人の置かれている条件によって異なる機会を提供しなければならない垂直的機会均等はともに必要である。

教育の機会均等は、国民の教育的恩恵を決定する重要な要因であるため、絶えず議論され、研究されてきた。科学研究費で行われる日韓/韓日対話企画でも、2023年に「教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響」を議論し、その重要性が大きいと、2024年に再度議論することとなり、テーマを再検討することにした。

同じテーマで2023年と2024年に議論することは容易ではない。1年の間に教育財政の制度と支援が大きく変わっていないからである。このような状況を考慮し、2023年に議論した教育財政が教育の機会均等に及ぼす制度的影響を除き、実際に財源を配分する過程で提起される機会均等について議論したい。

2023年には、誰もがひとしい条件で教育を受けられるように支援する財政制度を分析した。幼稚園教育を平等に受けられるように公立と私立に支援する教育費の分析、初等学校、中学校、高等学校の無償教育に関する分析、高等教育機関の奨学金制度について分析した。すべての教育機関に在学する児童生徒及び学生が経済的な困難がなく教育を受けることができるように、国家が財政的にどのように支援しているかについて分析した。

教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響力は様々である。ひとつは制度的に児童生徒及び学生がひとしく教育機会を持つように財政を支援する方策について分析することであり、もう一つは

平等な財政支援制度であっても運営する過程において現れる機会均等について分析することである。

2023 年には制度的に児童生徒及び学生がひとしく教育機会を持つように支援する方策について議論したので、2024 年には視点を変えて、財政を支援する過程において現れる教育機会の平等について議論したい。

韓国は幼稚園、初等学校、中学校、高等学校、大学教育を財政的に支援している。幼稚園、初等学校、中学校、高等学校は同じ条件で同じ教育を受けられるように、中央政府（教育部）の財源を地方の教育機関、つまり、教育庁に配分し、教育庁は配分された財源を学校に配分する。中央政府である教育部から教育庁に財源を配分する際、配分基準によって児童生徒に還元される恩恵が異なり、同じように教育庁が学校に財源を配分する際も異なる。教育庁と学校に配分される財源の配分方式によって、児童生徒に及ぼす教育の機会均等の影響力が異なるが、これを分析したい。つまり、運営過程において現れる教育の機会均等の現象について分析し、水平的な機会均等がどのように実現されているのか論じたい。

2. 教育の機会均等

教育の機会均等とは、教育を受ける被教育者がひとしく教育機会を持つことを意味するが、ひとしい教育機会の意味が明確でないため、様々に定義されている。Johnes(1985: 235-236)は、教育の機会均等を児童生徒一人当たりの支出の均等化、教育サービスの均等化、教育達成度の均等化、満足度の均等化として定義している。児童生徒一人当たりの支出の均等化は水平的な機会均等として、学校種別に児童生徒一人当たり経費が同じでなければならない機会均等であり、教育サービスの均等化は教育を受ける過程で同じサービス、すなわち、施設、教育環境、教員、教育課程などの教育条件が同じでなければならない機会均等である。教育達成度の均等化と満足度の均等化は、教育を受けた後の結果の機会均等であり、教育課程を終えた後は一定のレベルの教育目標に到達しなければならず、その結果に対する満足度が同じでなければならない機会均等である。

Johnes と類似した基準で教育の機会均等を分類した学者がキムシンイルである(2015)。キムシンイルは、機会均等の代わりに平等という用語を用いて機会均等を分類している。彼は教育の平等を機会の平等と内容の平等に区分し、機会の平等を許容的平等と保障的平等に、内容の平等を過程の平等と結果の平等に区分している。許容的平等は、水平的機会均等のように人種、宗教、身分、経済的地位などによって差別されずにひとしく機会を提供する平等であり、保障的平等は、垂直的平等のように経済的に困難を抱える児童生徒たちにきめ細かな支援を行うことで困難なく学業を遂行できるようにする積極的平等である。過程の平等は、Johnes の教育サービスの均等化のように、教育を履修する過程でひとしく機会が提供されるべき平等である。授業環境、教育課程、教員の質的水準などが同一であれば、同じ経過を算出できると仮定する平等である。結果の平等は、学業達成度の均等化のように、教育課程を終えた後の結果が一定水準の目標を達成しなければならない平等である。

Johnes とキムシンイルが分類したように、教育の機会均等の定義は様々であり、最近、国家が追求している機会均等は保障的機会均等、過程の機会均等、結果の機会均等が主である。これま

で差別的に運営されていた身分、宗教、経済的地位などによる許容的な機会均等は実現されてきたため、より積極的な努力を傾注して困難に直面している児童生徒たちを支援し、同等の結果を達成できるようにしている。国家レベルのこのような努力にもかかわらず、本稿では水平的平等、教育サービスの平等に焦点を当てて教育財政の機会均等に及ぼす影響の分析を試みた。保障的機会均等、過程の機会均等、結果の機会均等について分析するには紙幅の都合上、分析できない部分もあるためである。本稿では、中央政府である教育部が地方政府である教育庁に教育財政を配分する際に選択した配分基準が教育の機会均等に及ぼす影響、地方政府である教育庁が各学校に財政を配分する際に選択した配分基準が児童生徒たちの教育機会均等に及ぼす影響について水平的機会均等の観点から分析した。

3. 中央政府（教育部）の財政配分政策が地方政府（教育庁）の機会均等に及ぼす影響

教育部は教育庁の教育財政を支援するために、国家が税金で確保した財源を教育庁に配分する。教育庁は財源を調達するための租税権はなく、児童生徒たちに負担させる授業料もなく、教育庁の財源は完全に教育部に依存している。教育庁の財源は教育部に全面的に依存しているが、教育庁の自律権を保障するため、国家が内国税で確保した財源の 20.79%と国税である教育税の一部を教育庁の教育財源として確保し、教育庁に地方教育財政交付金として配分している。

法的に確保した財源を地方教育財政交付金として配分することになっているが、教育部が教育庁に財源を配分する際に選定した基準と項目によって、教育庁ごとに受ける恩恵が異なる。教育部の教育財政配分基準と項目によって、教育庁ごとに児童生徒たちの水平的機会均等が異なるということである。このことについて見てみたい。

ア. 地方教育財政交付金のうち普通交付金の交付基準

教育部は地方教育の教育財政を支援するため、内国税と国税である教育税で確保した財源を教育庁に普通交付金と特別交付金として配分するが、この際、配分基準として交付基準を適用する。普通交付金は、教育監（教育長）が地域の状況に応じて自律的に予算を編成して執行するように総額で交付する。特別交付金は、国家として必要な事業を推進するために教育部で事業を計画して予算を教育庁に交付すると、教育監は事業計画に基づいて予算を執行する。特別交付金は特定の事業に交付される目的事業費であるため、教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響を分析する対象からは除外される。

教育部は、全国の児童生徒たちにひとしく教育機会を提供するため、公平な基準を策定して財源を配分する。教育財源を公平に配分するため、基準財政需要額¹の測定項目と測定単位を施行令で規定している。2024 年 3 月 26 日に公布された施行令は<表 1>のとおりである。<表 1>で示したように、測定項目は 9 項目であり、測定単位は 29 個である。これらの測定項目と測定単位を適用して教育庁が必要とする予算を算定し、教育庁に交付する。

教育庁が必要とする予算を算定する際に使用する 9 つの測定項目のうち、8 つの項目は固定費

¹ 基準財政需要額は、教育庁が必要とする予算で、この予算を算定する際、全国の教育庁が同じ測定項目と測定単位を使用する。

の性格を帯びたり、地域の特性に応じて予算を配分する目的事業費の性格を持つ。教職員の人件費は教育庁別の教職員数によって予算を算定し、教育行政費は機関の数によって予算を配分したり、地方選挙のような需要がある場合に予算を算定する。教育福祉支援費、施設費、幼児教育費、放課後学校事業費、高校無償教育支援、財政赤字補填などの経費は、需要に応じて予算を割り当てて交付する。需要と予算が一致しているため、予算配分方法によって児童生徒の教育費に差がない。そのため、教育部の財源配分方式によって教育の機会均等に影響を与える可能性は低い。一方、学校運営費は学校数、学級数、児童生徒数を基準に基準財政需要額を算出し、教育庁に交付する。この際、どのような基準を使うかによって、児童生徒の教育費に大きな差が生じる。

<表 1> 基準財政需要額の測定項目・測定単位

測定項目		測定単位
1. 教職員人件費		教員数
2. 学校運営費	ア. 学校経費	学校数
	イ. 学級経費	学級数
	ウ. 児童生徒経費	児童生徒数
	オ. 教科教室運営費	学校数 増設教科教室数 教科教室転換教室数
	キ. 追加運営費	学校数
3. 教育行政費	ア. 機関運営費	学校数、児童生徒数及び教職員数
	イ. 地方選挙経費	地方選挙経費
4. 教育福祉支援費	ア. 地域間均衡教育費	学校数、所在行政区域面積及び島嶼・僻地所在校の児童生徒数
	イ. 階層間均衡教育費	受給者数、ひとり親家庭支援対象児童生徒数、次上位層児童生徒数、多文化家庭児童生徒数、北朝鮮脱北者家庭児童生徒数及び特殊教育対象児童生徒数
		情報化支援受給者数
		自律型私立高校、私立外国語系高校及び私立国際系高校の社会的配慮対象児童生徒数及び未充足児童生徒数
5. 教育機関等施設費	ア. 学校教育環境改善費	建築延べ面積
	イ. 公立学校新設・移転・増設費	土地面積
		建築延べ面積 増設教室数
	ウ. 公立統合運営学校新設・移転費	土地面積
		建築延べ面積
	エ. 公立幼稚園新設・増設費	土地面積 建築延べ面積 共有財産転換型建築延べ面積 増設教室数 転換教室数 買収対象私立幼稚園数
	オ. 学校統廃合に伴う新設・移転・改築・増設・大規模修繕費	土地面積 建築延べ面積
	カ. 私立学校移転・増設費	建築延べ面積 増設教室数
	キ. 庁舎新設・移転費	土地面積 建築延べ面積
6. 幼児教育費	ア. 幼児教育費・保育料支援	幼児数
	イ. 幼稚園教員人件費補助	教員数
	ウ. 幼稚園教育スキル支援費	幼稚園数及び園児数

7. 放課後学校事業費	ア. 放課後学校事業支援	学級数
	イ. 自由受講券支援	受給者数
	ウ. 初等トルボム（ケア）支援	学級数 教室数
8. 高校無償教育支援	ア. 入学金・授業料	生徒数
	イ. 学校運営支援費	生徒数
	ウ. 教科用図書購入費	生徒数
9. 財政赤字補填	ア. 地方債状況	元利金償還額
	イ. 民間投資事業支給金	貸貸型民間投資事業貸貸料
	ウ. 財政安定化支援	支援額

出典：地方教育財政交付金法施行令、大統領令第 54327 号、2024.3.26.

盧武鉉大統領時代の 2005 年から 3 年間、学校、学級、児童生徒数を基準に算定していた学校運営費の測定単位を児童生徒数に統一化した。その結果、児童生徒数の多い大都市では学校運営費が多く交付され、そうでない教育庁は比較的少ない教育費が交付されるようになり、機会均等が侵害される結果を招いた。その具体的な内容を見てみたい。

<表 2> 普通交付金による学校運営費算定基準(2004-2008)

◦ 2004 年度

測定項目	測定単位	単位費用
ア. 学校	公立及び私立(教育費特別会計から人件費・運営費を支援される場合をいう)の幼稚園・初等学校・中学校・高等学校及び特別支援学校（特殊学校）の学校数	教育人的資源部長官が定める1学校当たりの基準運営費
イ. 学級数	公立及び私立(教育費特別会計から人件費・運営費を支援される場合をいう)の幼稚園・初等学校・中学校・高等学校及び特別支援学校（特殊学校）の学級数	教育人的資源部長官が定める1学級当たりの基準運営費
ウ. 児童生徒数	公立及び私立(教育費特別会計から人件費・運営費を支援される場合をいう)の幼稚園・初等学校・中学校・高等学校及び特別支援学校（特殊学校）の学生数	教育人的資源部長官が定める1学年当たり基準運営費

◦ 2005年

測定項目	測定単位	算定基準	単位費用
学校運営費	児童生徒数	「初・中等教育法」第2条の規定による学校種(幼稚園・初等学校・中学校・高等学校・特別支援学校(特殊学校)。ただし、高等学校は実業系とその他の学校に区分する。以下、「学校種別」という。)及び地域別の児童生徒数に教育人的資源部長官が算定した加重児童生徒指数を乗じて得た児童生徒数。ただし、私立幼稚園を除く。	加重児童生徒当たりの単価 (可用財源/加重児童生徒数)

◦ 2006-2007年度

測定項目	測定単位	算定基準	単位費用
学校運営費及びその他の経費	児童生徒数	「初・中等教育法」第2条の規定による学校種(幼稚園・初等学校・中学校・高等学校・特別支援学校(特殊学校)。ただし、高等学校は実業系とその他の学校に区分する。以下、「学校種別」という。)及び地域別の児童生徒数に教育人的資源部長官が算定した加重児童生徒指数を乗じて得た児童生徒数。ただし、私立幼稚園を除く。	法第3条第3項による普通交付金と令第5条により算定された基準財政収入額を合算した金額から教員人件費・教員人件費算定額・学校新設費及び財政赤字補填額を差し引いた金額を全国の加重児童生徒数で割って算出した加重児童生徒1人当たり平均経費。

○2008年度

測定項目	測定単位	算定基準	単位費用
学校運営費	ア.学校経費	学校数	$\Sigma(\text{学校種別} \cdot \text{規模別学校数} \times \text{単位費用}) \times \text{教育科学技術部長官が定める適用率}$
	イ.学級経費	学級数	$\Sigma(\text{学校種別学級数} \times \text{単位費用}) \times \text{教育科学技術部長官が定める適用率}$
	ウ.児童生徒経費	児童生徒数	$\Sigma(\text{学校種別学級数} \times \text{単位費用}) \times \text{教育科学技術部長官が定める適用率}$
	エ.教育課程運営費	児童生徒数	児童生徒数×単位費用

出典：国家法令情報センター法制処(2004・2008)。

この結果、児童生徒数の多いソウル、大邱、仁川、光州、大田、蔚山、京畿では6%以上の年平均学校運営費の増加率が見られたが、一方、児童生徒数の少ない全南、慶尚北道、江原、全北では2～4%程度の増加率が見られた。

<表 3> 市道教育庁別学校運営費交付の推移(2004-2008)

(単位：億ウォン, %)

市道名	2004	2005	2006	2007	2008	5年平均 規模比率	年平均 増加率
ソウル	4,868	12,235	14,350	15,111	6,237	14.6	6.4
釜山	2,096	6,325	5,533	5,929	2,609	6.2	5.6
大邱	1,465	4,309	4,256	4,709	1,930	4.6	7.1
仁川	1,517	4,518	4,563	5,007	2,075	4.9	8.1
光州	902	2,749	2,486	2,793	1,237	2.8	8.2
大田	888	2,632	2,432	2,697	1,217	2.7	8.2
蔚山	677	2,145	2,204	2,462	963	2.3	9.2
京畿	5,892	17,376	18,947	22,853	8,593	20.4	9.9
江原	1,480	4,828	4,512	4,451	1,732	4.7	4.0
忠北	1,181	3,821	3,800	3,757	1,488	3.9	5.9
忠南	1,700	5,512	5,421	5,230	2,013	5.5	4.3
全北	1,748	5,453	4,595	4,509	2,082	5.1	4.5
全南	2,079	6,672	5,920	5,822	2,307	6.3	2.6
慶北	2,405	7,321	6,729	6,384	2,746	7.1	3.4
慶南	2,401	7,649	8,156	8,138	3,034	8.1	6.0
合計	31,748	94,914	95,179	99,850	40,262	100.0	6.1

出典：教育部「地方教育財政交付金普通交付金交付報告書」を引用したチェギス(2021)の論文より再引用。

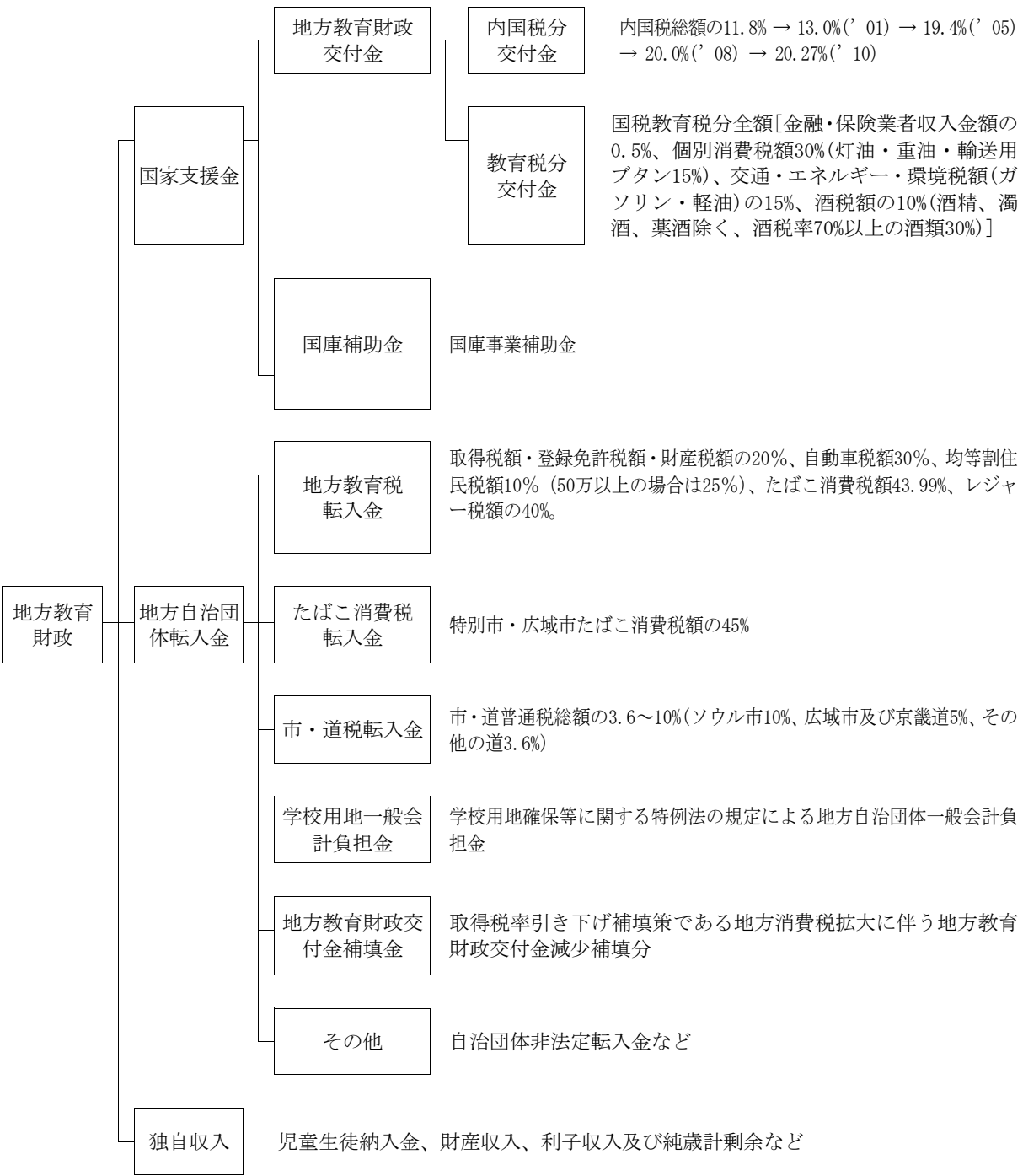
2008年以降、学校運営費の基準需要額を算出する際、学校数、学級数、児童生徒数をすべて測定単位として使用しており、こうして算定された学校運営費は、教育庁ごとに大きな差はない。

4. 地方政府（教育庁）の財政配分政策が学校の機会均等に及ぼす影響

ア. 教育庁の歳入歳出構造

地方教育を担う教育庁の歳入は、<表 4>のように、国家支援金、地方自治団体転入金、独自収入で構成される。国家支援金は、前節で議論した地方教育財政交付金がほとんどである。国庫補助金はほとんど支援されていない。

<表 4> 地方自治団体における教育費特別会計の歳入構造



地方自治団体転入金は、一般自治団体から教育自治団体に転入される費用で、法定と非法定に区分される。法定転入金は、地方自治団体の状況に応じて、広域税の 3.6%～10.0%まで教育庁に転入可能な費用である。地方自治団体の転入規模によって教育庁の予算が変わる可能性があるが、

地方自治団体の転入規模が大きいほど教育部から交付される地方教育財政交付金が減るため、地方自治団体の転入規模によって児童生徒に与えられる教育費の差は生じない。しかし、広域や基礎自治団体から支援される非法定転入金は、児童生徒の教育費に差をもたらす。非法定転入金を多く確保した教育庁は、それだけ多くの費用を児童生徒に支援することができる。しかし、非法定であるため、支援の内容や規模が年度ごとに異なり、一律に非法定転入金が児童生徒の機会均等にどのような影響を与えたかを議論することは困難である。

教育庁は、確保できた財源でもって教育庁の状況に合わせて予算を編成し、執行する。執行する仕組みは<表 5>のとおりである。<表 5>で示すように、教育の分野として予算を編成し、幼児及び初中等教育、平生教育（生涯教育）、教育一般の部門別に予算を編成する。

<表 5> 地方自治体の教育費特別会計の歳出構造

分野	部門	政策事業	単位事業	細部事業	設定例示	
[050]教育						
	[051]幼児及び初中等教育	[01]人的資源運営				
		[02]教授学習活動支援				
		[03]教育福祉				
		[04]保健給食				
		[05]学校財政支援管理				
		[01]学校運営費支援	◦公立学校学校運営費支援など諸経費			
		[02]私学財政支援	◦私立学校人件費及び運営費など支援経費			
		[06]学校施設条件改善				
	[053]平生教育（生涯教育）	[01]平生教育（生涯教育）				
		[054]教育一般				
		[01]教育行政一般				
		[02]機関運営				
		[03]財務活動				
	[160]予備費					
		[161]予備費				
[01]予備費及びその他						
[900]その他						
	[901]人件費					
	[01]人件費					

出典：教育部(2022). 2023 年度教育費特別会計予算編成基準及び基金運用計画策定基準。

教育庁が編成する予算は、教育庁運営費、教育監が行う事業費、学校支援費である。教育庁運営費と教育庁事業費は教育庁が直接執行するため、児童生徒に大きな影響は与えない。一方、学

校に支援する学校運営費は児童生徒の教育活動と直接関係しており、児童生徒が受ける恩恵に影響が及ぶ。

学校運営費は、学校が教育活動を自律的に行うことができるように、学校でかかる費用を推定して学校に総額で配分する。学校では総額で配分された運営費を教師と職員の要請に基づいて予算を編成して執行する。学校運営費の予算規模によって、児童生徒に与えられる教育の機会は異なる。教育庁から学校に交付される財源配分方式について、選定したいいくつかの教育庁を中心に分析し、交付基準によって児童生徒の教育の機会均等に及ぼす影響について分析した²。

イ．教育庁の学校運営費交付基準

教育庁の学校運営費交付基準は、幼稚園、初等学校、中学校、一般系高校、特性化高校(工業)、特性化高校(商業)、特殊目的高校、特殊学校（特別支援学校）、各種学校の条件によって異なる。教育庁の交付基準を教育庁別に分析し、教育庁の交付基準が教育の機会均等に及ぼす影響を分析するために、条件が類似した初等学校、中学校、一般系高校を選定した。教育庁別の交付基準について見てみたい。

1) 釜山広域市教育庁

釜山市教育委員会は 2024 年学校基本運営費の交付基準を一校当たり経費、一学級当たり経費、児童生徒一人当たり経費に区分して交付している。

ア) 一校当たり経費

一校当たり経費は学校単位でかかる経費として、学校規模によって費用が増加している。学校種によって一校当たり経費は異なるが、中学校の一校当たり経費が最も少ない。

<表 6> 釜山広域市教育庁学校基本運営費における一校当たり経費

(単位：千ウォン)

学級数	学校種別	初等学校	中学校	一般系高校
6学級以下		176,997	145,868	178,930
7 ～ 12		189,889	158,260	194,330
13 ～ 18		201,746	177,552	209,780
19 ～ 24		212,133	195,603	216,354
25 ～ 30		240,742	210,947	233,720
31 ～ 36		250,286	222,936	255,045
37 ～ 42		274,991	234,174	267,462
43 ～ 48		284,518	240,108	275,293
49 ～ 54		291,834		
55学級以上		301,255		

² 17 の教育庁がそれぞれ異なる方法で学校運営費を交付しており、これをすべて分析するのは負担が大きいため、いくつかの教育庁を選定して交付基準を分析し、それによってどのような違いがあるかを分析する。私立学校も公立学校と同じ基準で交付しているため、区分して分析はしていない。

イ) 一学級当たり経費

一学級当たり経費は学級別にかかる経費であり、中学校が最も多く、初等学校が最も少ない。

<表 7> 釜山広域市教育庁学校基本運営費における一学級当たり経費

(単位：千ウォン)

初等学校	中学校	一般系高校
2,482	3,639	3,541

ウ) 児童生徒一人当たり経費

児童生徒一人当たり経費は、児童生徒一人ひとりにかかる経費で、中学校が最も多く、高校が最も少ない。

<表 8> 釜山広域市教育庁学校基本運営費における児童生徒一人当たり経費

(単位：千ウォン)

区分	初等学校	中学校	一般系高校
小規模校	236	308	216
小規模校以外	118	154	108

2) 仁川広域市教育庁

ア) 一校当たり経費

仁川広域市教育庁は、一校当たり経費を学級数別に算定して交付している。仁川広域市教育庁もやはり一校当たり経費は中学校が最も低く、高校が最も高い。

<表 9> 仁川広域市教育庁学校基本運営費における一校当たり経費

(単位：千ウォン)

学級数	初等学校	中学校	一般系高校
1	239,641	227,423	260,866
2	239,641	227,423	260,866
3	239,641	227,423	260,866
4	239,641	230,676	260,866
5	239,641	234,882	260,866
6	239,641	239,087	260,866
7	247,031	247,427	271,117
8	254,421	255,769	281,367
9	261,811	264,110	291,618
10	269,202	272,453	301,867
11	276,592	280,794	312,117
12	283,982	289,137	322,365
13	294,322	297,119	331,494

14	304,663	305,103	337,454
15	315,003	313,085	343,416
16	325,343	321,067	349,376
17	334,131	330,592	355,336
18	344,425	336,600	361,296
19	351,111	344,615	369,999
20	357,797	352,630	378,701
21	364,481	360,646	387,404
22	371,168	368,661	396,106
23	377,852	376,676	403,731
24	384,535	384,691	410,858
25	391,596	390,614	418,916
26	398,656	396,535	424,320
27	405,718	402,459	429,726
28	412,777	408,381	435,130
29	419,838	414,303	440,536
30	426,896	420,226	445,940

イ) 一学級当たり及び児童生徒一人当たり経費

<表 10> 仁川広域市教育庁学校基本運営費における一学級当たり及び児童生徒一人当たり経費

(単位：千ウォン)

学校種別	一学級当たり	児童生徒一人当たり
初等学校（分校含む）	3,014	132
中学校（分校含む）	4,600	178
一般高等学校	6,693	167

3) 忠清南道教育庁

忠清南道教育庁では、学級数別に一校当たり経費、一学級当たり経費、児童生徒一人当たり経費の基準を設定し、学校運営費を学校に交付している。

<表 11> 忠清南道教育庁学校基本運営費における一校・一学級・児童生徒一人当たり経費

(単位：千ウォン)

学級当たり	初等学校			中学校			一般系高校		
	一校当たり	一学級当たり	児童一人当たり	一校当たり	一学級当たり	生徒一人当たり	一校当たり	一学級当たり	生徒一人当たり
1学級	132,155	3,693	163	158,471	5,436	201	142,336	7,995	139
2学級	132,155	3,693	163	158,471	5,436	201	142,336	7,995	139
3学級	132,155	3,693	163	158,471	5,436	201	142,336	7,995	139
4学級	135,280	3,693	163	161,287	5,436	201	142,336	7,995	139
5学級	138,401	3,693	163	164,105	5,436	201	142,336	7,995	139

6学級	141,559	3,693	163	166,955	5,436	201	142,336	7,995	139
7学級	147,649	3,693	163	168,904	5,436	201	147,851	7,995	139
8学級	152,426	3,693	163	171,524	5,436	201	153,363	7,995	139
9学級	157,532	3,693	163	174,143	5,436	201	158,871	7,995	139
10学級	162,733	3,693	163	176,129	5,436	201	164,381	7,995	139
11学級	168,040	3,693	163	178,112	5,436	201	169,888	7,995	139
12学級	172,881	3,693	163	181,436	5,436	201	175,381	7,995	139
13学級	179,513	3,693	163	186,317	5,436	201	180,741	7,995	139
14学級	186,219	3,693	163	191,266	5,436	201	186,085	7,995	139
15学級	192,922	3,693	163	196,214	5,436	201	191,432	7,995	139
16学級	199,627	3,693	163	201,163	5,436	201	196,774	7,995	139
17学級	206,337	3,693	163	206,114	5,436	201	202,120	7,995	139
18学級	213,150	3,693	163	211,164	5,436	201	207,443	7,995	139
19学級	217,394	3,693	163	216,360	5,436	201	209,195	7,995	139
20学級	221,745	3,693	163	221,659	5,436	201	213,136	7,995	139
21学級	226,097	3,693	163	226,956	5,436	201	217,073	7,995	139
22学級	230,450	3,693	163	232,254	5,436	201	221,012	7,995	139
23学級	234,802	3,693	163	237,552	5,436	201	224,950	7,995	139
24学級	239,300	3,693	163	242,985	5,436	201	228,860	7,995	139
25学級	243,768	3,693	163	246,818	5,436	201	233,691	7,995	139
30学級	266,923	3,693	163	266,841	5,436	201	257,675	7,995	139

4) 江原道教育庁

ア) 一校当たり経費

江原道教育庁も一校当たり経費を学級数別に算出して各学校に交付している。一校当たり経費は高校が最も高く、次いで中学校であり、初等学校が最も低い。

<表 12> 江原道教育庁学校基本運営費における一校当たりの経費

(単位：千ウォン)

学級数	初等学校	中学校	一般系高校
1	133,539	147,049	
2	139,085	152,793	158,832
3	144,275	158,540	165,288
4	155,816	164,120	171,475
5	160,987	169,702	177,660
6	168,370	173,370	180,969
7	174,532	183,180	191,732
8	179,861	188,855	197,919
9	185,190	207,738	216,957
10	190,517	213,807	223,543

11	198,535	219,875	230,276
12	214,659	226,134	239,249
13	222,416	233,713	245,448
14	228,298	239,865	252,181
15	234,180	246,017	258,916
16	242,292	252,170	265,651
17	248,144	258,323	272,386
18	259,848	264,909	285,018
19	260,350	271,128	285,856
20	266,202	277,279	292,590
21	277,638	283,468	299,448
22	283,505	289,659	306,309
23	289,373	295,847	313,169
24	293,657	305,358	318,092
25	300,782	308,226	326,889
26	306,526	314,416	333,748
27	312,268	320,604	340,608
28	318,011	326,795	347,469
29	323,752	332,984	354,328
30	335,097	335,323	358,762

イ) 一学級当たり経費

学校種別の一学級当たり経費は初等学校、中学校、高校の順に高い。

<表 13> 江原道教育庁学校基本運営費における一学級当たり経費

(単位：千ウォン)

項目	初等学校	中学校	一般系高校
一学級当たり経費	2,090	2,926	4,215

ウ) 児童生徒一人当たり経費

<表 14> 江原道教育庁学校基本運営費における児童生徒一人当たり経費

(単位：千ウォン)

項目	初等学校	中学校	一般系高校
児童生徒一人当たり経費	102.3	128.2	361.4

ウ. 学校運営費交付基準による児童生徒一人当たり経費の差

学校運営費は、各学校の学級数、児童生徒数に基づいて算出される。教育庁別の学校運営費交付基準による児童生徒一人当たり経費の違いを比較するために、初等学校、中学校、一般系高校の一学級当たり児童生徒数を 25 名と設定し、6、12、18、24、30 学級の児童生徒一人当たりの

教育費を分析した。児童生徒一人当たりの教育費は（一校当たり経費＋一学級当たり経費×学級数＋児童生徒一人当たり経費×児童生徒数）/児童生徒数の公式を用いて算出した。選定した教育庁は、前節で学校運営費交付基準を調べた釜山広域市、仁川広域市、江原道、忠清南道である。広域市教育庁2か所と道教育庁2か所を選定し、広域市教育庁と道教育庁との差について探った。

1) 初等学校における児童一人当たり学校基本運営費の教育庁別の差

選定された教育庁の児童一人当たり学校基本運営費を比較した結果、教育庁によって差が見られる。最も多く支援している仁川広域市教育庁は、忠清南道教育庁より 1/3 ほど多く支援している。広域市と道を比較してみると、広域市が道より多く支援しており、学校規模別に見ると、小規模校が大規模校より児童一人当たりの基本運営費が多い。

<表 15> 選定した教育庁別初等学校児童一人当たり学校基本運営費

(単位：千ウォン)

学級数	釜山	仁川	江原	忠南
6	1,515	1,850	1,308	1,254
12	968	1,199	901	887
18	784	1,018	763	784
24	689	893	675	710
30	656	822	633	667

2) 中学校における生徒一人当たり学校基本運営費の教育庁別の差

中学校においても初等学校と同様に教育庁間に差が見られる。仁川広域市教育庁が生徒一人当たり学校基本運営費が最も多く、江原道教育庁が最も少ない。それにもかかわらず、初等学校のように教育庁間の差は大きくない。仁川広域市教育庁を除いては、生徒一人当たり学校基本運営費は同程度である。道地域である忠清南道教育庁の中学生一人当たり基本運営費が広域市である釜山教育庁より高い。

<表 16> 選定した教育庁別中学校生徒一人当たり学校基本運営費

(単位：千ウォン)

学級数	釜山	仁川	江原	忠南
6	1,426	1,956	1,401	1,531
12	981	1,326	999	1,023
18	848	1,110	834	888
24	780	1,003	754	823
30	735	922	692	774

3) 一般系高校の生徒一人当たり学校基本運営費の教育庁別の差

一般系高校の教育庁別の生徒一人当たり学校基本運営費が教育庁によって差が大きい。仁川広域市教育庁の生徒一人当たり学校基本運営費は江原道教育庁より 1/3 ほど多い。すべての学校規

模で仁川広域市が最も多く、江原道が 6 学級では最も少ないが、それ以上の規模では釜山広域市が最も少ない。

<表 17> 選定した教育庁別高等学校生徒一人当たり学校基本運営費

(単位：千ウォン)

学級数	釜山	仁川	江原	忠南
6	1,551	2,174	1,405	1,736
12	1,005	1,509	1,041	1,327
18	824	1,238	917	1,163
24	718	1,119	838	1,060
30	669	1,029	800	1,008

4) 学校運営費交付基準による生徒一人当たりの経費の違いの示唆点

地方教育を担う教育庁は、教育部から交付された地方教育財政交付金と地方自治団体転入金、独自収入を財源として教育庁の予算を運営し、学校が教育活動を行うことができるように学校基本運営費を支援する。学校が自律的に予算を運営できるように、学校基本運営費を財源配分方式によって総額で配分する。総額で配分する過程において、韓国教育開発院と教育部が開発した標準教育費の一枚当たり、一学級当たり、児童生徒一人当たり経費を使用するが、経費の水準を決定するのは教育庁の裁量である。教育庁が自律的に一枚当たり、一学級当たり、児童生徒一人当たり経費の水準を決定するため、教育庁によってこれらの経費の水準が異なる。

先述した分析を見ると、仁川広域市教育庁はこれらの費用を高く設定し、学校に多く交付している。学校に財源が多く交付されれば、児童生徒の教育活動をより多く行うことができる。教育庁の学校運営費配分の程度によって、児童生徒の水平的機会均等に変化が生じる。教育庁は、児童生徒の教育的恩恵が多くなるように努力するとともに、教育の機会均等に不平等が生じないように努力する必要がある。

ここまで見てきた内容は、正規予算の流れから教育財政が教育の機会に及ぼす影響力について見てきた。予算の正規の流れ以外にも、教育部の特別交付金、地方自治団体の非法定転入金などが随時予算支援されるため、これらによって生じる機会の不均等はさらに大きい。すべての学校にひとしい基準で支援されるのではなく、選ばれた学校に予算が集中的に支援されるからである。これらまで議論するには範囲が広がるため、ここでは議論できなかった。

5. おわりに

教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響は非常に多く、これを分析することは決して容易ではない。2023 年には教育の機会均等を実現するために、韓国が推進してきた無償教育の過程を探った。幼稚園を支援するために推進した各種支援政策、初等学校・中学校・高等学校を無償教育に転換する過程、高等教育機関に国家奨学金を支援し、学生の負担をなくすための過程について分析した。このような努力も教育財政を支援し、教育の機会均等を実現するのである。今年、再度同じテーマで検討した。教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響を再吟味しようとしたとき、何を分析すれば意味があるのかを考えていたところ、ひとしく教育を支援する財源でも配分方式に

よって差があるだろうと着想し、教育部から教育庁に、教育庁から学校に支援する経費の配分方式について分析した。

教育庁財源の大部分を占める教育部の財源配分方式、学校運営財源の核心である教育庁の学校基本運営費配分方式が教育の機会均等に及ぼす影響力について分析した。

教育部から教育庁に配分される地方教育財政交付金のうち、普通交付金の配分では、地域間の差はあまり見られない。普通交付金の配分で生じる教育機会の不均等は現れていないと言える。

一方、教育庁が学校に配分する学校基本運営費は、一校当たり経費、一学級当たり経費、児童生徒一人当たり経費の水準によって、教育庁別に児童生徒一人当たり基本運営費の水準に大きな差が見られた。教育庁の努力次第によって教育の機会均等が異なることが分かる。

教育財政が機会均等に影響を及ぼす要因については分析できなかったが、教育部の特別交付金、地方自治団体の非法定転入金、学校の発展基金などがある。これらの制度は定期的に支援される経費ではなく、事業がある際に支援され、すべての学校に支援されるのではなく、選択的に支援されるため、これらの費用が教育の機会均等に及ぼす影響はより大きい。それにもかかわらず、これらの要因をすべて分析することは本稿の範囲を超えるため除外した。今後の課題としたい。

参考文献

- 江原道特別自治道教育庁(2023). 2024 年度学校会計予算編成基本指針 - 公立幼・初・中・高・特殊学校 - .
- 教育部(2022). 2023 年度教育費特別会計予算編成基準及び基金運用計画策定基準.
- 教育部・韓国教育開発院(2022). 教育統計年報 2021.
- キムグァンソク・チュドンボム(2016). 憲法と教育基本法に現れた教育権の分析. 韓国自治行政学報, 30(4), 139-160.
- キムシンイル(2015). 教育社会学. 教育科学史.
- 法制処国家法令情報センター(2024). 地方教育財政交付金法施行令. 大統領令第 54327 号. 2024.3.26.
- 釜山広域市教育庁(2023). 2024 年度公立幼・初・中・高・特殊学校学校会計予算編成基本指針.
- 仁川広域市教育庁(2023). 2024 年度学校会計予算編成基本指針.
- チェギス(2021). 地方教育財政交付金配分基準の公平性分析 - 測定項目・測定単位及び単位費用を中心に - 韓国教員大学教育政策専門大学院博士学位論文.
- 忠清南道教育庁(2023). 2024 年度学校会計予算編成基本指針.
- Jone, Thomas H.(1985). Introduction to School Finance: Technique and Scosial Policy. New York: Macmillan Publishing Company.